

令和5年度大阪府外来対応医療機関確保事業費補助金 仕入控除税額報告の手引き

感染症対策課 事業推進グループ

【お問い合わせ先】

■消費税の申告や仕入控除税額の詳しい内容等に関すること

消費税等の会計処理を把握されている経理担当者や顧問税理士にご相談ください。

国税庁のホームページ：<https://www.nta.go.jp/>

■本補助金の申請や補助内容に関すること

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課事業推進グループ

TEL：≪代表≫06-6941-0351

≪直通≫06-4397-3248（平日9時～18時まで）

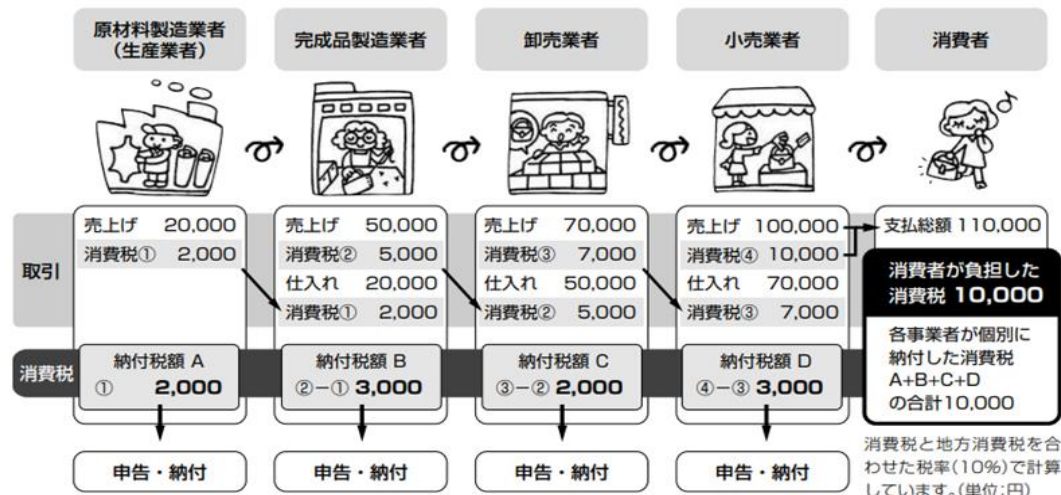
目次

1 消費税の仕入税額控除について	2
(1) 消費税の仕入税額控除制度とは	
(2) 補助金にかかる仕入控除税額の返還について	
(3) 仕入控除税額の報告について	
2 報告方法について	3
(1) 様式第4号の作成について	
(2) 大阪府行政オンラインシステムの使い方について	
3 よくある問い合わせ	10

1 消費税の仕入税額控除について

(1) 消費税の仕入税額控除制度とは

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税です。
消費者が負担し、事業者が納めますが、流通过程で二重三重に納税されないような仕組みが採られています。



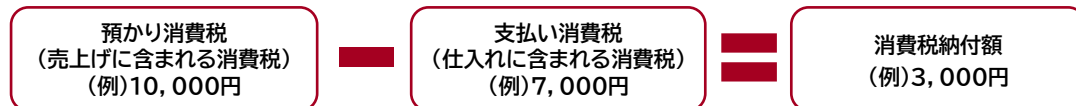
出典: 国税庁「[消費税のあらまし](#)」より「第1章 消費税はどんなしくみ?」

(2) 補助金にかかる仕入控除税額の返還について

補助金は、消費税法上「不課税取引」に該当するため、うち預かり消費税は0円ですが、一方で補助事業の実施にあたり支払った消費税は、仕入税額控除することができるため、実質事業者が負担していない消費税額に相当する補助金を受けていることとなります。そのため、補助金に係る消費税の仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を府に返還しなければなりません。

<イメージ>

預かり消費税 10,000 円のうち 7,000 円は仕入先を通じて納税されることとなるため、事業者が国に納める金額から差し引くことで、利益分にかかる消費税のみ国に納付することとなります。



(3) 仕入控除税額の報告について

i 対象者	標記補助金の交付を受けたすべての医療機関等 ※
ii 報告時期	令和 7 年 4 月 30 日(水)まで 補助事業を実施した期間(令和5年4月1日から令和6年1月31日)を含む課税期間にかかる消費税及び地方消費税の確定申告後、速やかに報告すること
iii 返還時期	追って連絡します

※消費税等の申告義務がないなど、返還額がない場合も 0 円の確定として報告が必要です。

■ 消費税の申告や仕入控除税額の詳しい内容等に関するお問い合わせ

消費税等の会計処理を把握されている経理担当者や顧問税理士にご相談ください。

国税庁のホームページ：<https://www.nta.go.jp/>

2 報告方法について

(1) 【様式第4号】に必要事項を入力します。(大阪府ホームページ(以下 URL)等からもダウンロードできます。)

URL: <https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakakansensho/gairaikakuho-tax.html>

≪【様式第4号】の作成方法≫

○手順1. 下記表①～④のいずれかに該当するか確認

⇒該当する場合は手順2へ、該当しない場合は手順3へお進みください。

	内容	説明
①	消費税の申告をしていない。	免税事業者であり、消費税等の申告義務がない場合。
②	簡易課税制度を適用し、 みなし仕入率により 仕入控除税額の計算を行っている。	簡易課税制度…実務負担の軽減を図るために課税売上額が5,000万円以下の中小企業が利用できる仕入れ控除を簡易に計算できる方法。
③	公益法人等であり、 特定収入割合が5%を超えている。	○公益法人等の団体においては、収入のうち特定収入(補助金等の使途が限られた収入)の割合が多く、申告の際にそれに対する経費にかかる消費税額が仕入れ控除されることのないよう調整しているため、返還額は発生しません。 ○公益法人等とは、地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。
④	補助対象経費に係る消費税を、 個別対応方式において、 「非課税売上のみ」に要するもの として申告している。	個別対応方式…仕入れに対する消費税を次の3つに区分して計算する方法。 ①課税売上対応→全額控除する ②非課税売上対応→控除しない ③共通対応→課税売上割合を乗じた分を控除する

○手順2. 上記表のいずれかに該当する場合(返還額は発生しません。)

① 様式の【基本情報シート】に基本情報を入力する。

※補助金の額の確定日付、文書番号、確定額は自動反映します。

② 【基本情報シート】の下段に表示される【入力用シート】に移動し、【仕入控除税額(返還額)がない場合】の①～④の該当するものにプルダウンで「○」を選択。③を選択した場合は、特定収入割合を入力する。

【仕入控除税額(返還額)がない場合】	
※①～④のうち該当するものをプルダウンで「○」を選択してください(③の場合、黄色い網掛け部分も記載してください)	
① 消費税の申告義務がない	
② 簡易課税方式により申告している	
③ 公益法人等であって、特定収入割合が5%を超えている	特定収入割合 %
④ 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している	

③ 【様式第4号】のシートに仕入控除税額等が自動反映しますので、内容を確認の上、表示された根拠資料(確定申告の写し等)を用意してください。⇒(2)の手続きへお進みください。

○手順3. 上記表のいずれにも該当しない場合(返還額が発生します。)

消費税及び地方消費税の確定申告書(「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」)をもとに様式に
入力してください。返還額は自動計算され反映されます。

① 様式の【基本情報シート】に基本情報を入力する。

※補助金の額の確定日付、文書番号、確定額は自動反映します。

② 【基本情報シート】の下段に表示される【入力用シート】に移動し、【仕入控除税額(返還額)がある場合】の「a 課
税資産の譲渡等の対価の額」、「b 試算の譲渡等の対価の額」を入力する。

【仕入控除税額(返還額)がある場合】			
※黄色い網掛け部分を記載してください(①～③は、該当するものにプルダウンで「○」を選択してください)			
(課税売上割合)			
課税資産の譲渡等の対価の額	円	 a	課税資産の譲渡等の対価の額(a)、資産の譲渡等の対価の額(b)を入力してください。
資産の譲渡等の対価の額	円	 b	
課税売上割合	a / b =	 c	
※自動で計算されますが、税額控除の計算で端数処理している場合には、端数処理した金額を直接入力してください (注: 申告書に記載された%をそのまま入力するわけではありません)			

③ 【入力用シート】の【仕入控除税額(返還額)がある場合】の①～③の該当するものにプルダウンで「○」を選択。

④ 控除税額の計算方法が、『一括比例配分方式』または『個別対応方式』の場合は、補助対象経費の内訳を入力
する。

【仕入控除税額(返還額)がある場合】									
①課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合									
(仕入控除税額(返還額))		$(\text{補助金確定額(精算額)} \times 10 / 110) =$						円	
②一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合									
■補助金対象経費の内訳(補助金確定額ではなく補助金により記入等した経費の内訳です)									
対象経費の内訳	課税仕入額 (10%)	課税仕入額 (8%)	非課税・ 不課税仕入額	合 計					
				0					
				0					
				0					
				0					
合 計	d	e	0	f					
(仕入控除税額(返還額))		$(\text{補助金確定額(精算額)} \times 10 / 110 \times c \times (d / f)) +$ $(\text{補助金確定額(精算額)} \times 8 / 108 \times c \times (e / f)) =$						円	
③個別対応方式により消費税の申告を行っている場合									
■補助金対象経費の内訳(補助金確定額ではなく補助金により記入等した経費の内訳です)									
対象経費の内訳	課税仕入額(10%分)			課税仕入額(8%分)			非課税・ 不課税仕入額	合 計	
	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分			
							0		
							0		
							0		
							0		
合 計	g	h	0	i	j	0	k		
(仕入控除税額(返還額))		$(\text{補助金確定額(精算額)} \times 10 / 110 \times (g / k)) + (\text{補助金確定額(精算額)} \times 10 / 110 \times c \times (h / k)) +$ $(\text{補助金確定額(精算額)} \times 8 / 108 \times (i / k)) + (\text{補助金確定額(精算額)} \times 8 / 108 \times c \times (j / k)) =$							
		円							

⑤ 【様式第4号】のシートに仕入控除税額等が自動反映しますので、内容を確認の上、表示された根拠資料(確定
申告の写し等)を用意してください。⇒(2)の手続きへお進みください。

〈参考〉返還額の算定方法

イ. 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合(全額控除)の法人等	$\text{補助金額} \times 10 / 110 = \text{返還額}$
ロ. 課税売上割合が95%未満の法人等であって、個別対応方式により消費税額の申告を行っている場合	以下 A と B の合計額 = 返還額 A) 課税売上の上に要する補助対象経費に使用された補助金 $\text{補助金額} \times 10 / 110$ B) 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金 $\text{補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合}$
ハ. 課税売上割合が95%未満の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合	$\text{補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合} = \text{返還額}$

【例示】

- A) 課税売上とは、商品の売上げのほか、機械や建物等の事業用資産の売却など事業のための資産の譲渡、貸付け、サービスの提供をいいます。自費検査は課税売上となります。
- B) 健康保険法、国民健康保険法などによる医療、労災保険、自賠責保険の対象となる医療などは、非課税取引となるため、非課税売上となります。

(2) 大阪府行政オンラインシステムに【様式第4号】及び根拠資料をアップロードし、報告します。

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

《システムの使用方法》

1. 「大阪府行政オンラインシステム」のログインを行ってください。

ログインに必要なアカウント(利用者 ID・パスワード)がない方は、新規登録※を行ってください。

※他の補助事業等で本システムを利用したことのある方は、アカウントをお持ちです。

ただし、「個人として登録」したアカウントは本申請手続きには使用できません。



※新規登録を行う場合

必ず「事業者として登録する」を選択し、アカウントを作成してください。



2. ①「手続き一覧（事業者向け）」をクリックしてください。
- ② キーワード検索で「外来対応」と入力し、検索してください。
- ③ 「【仕入控除】令和5年度大阪府外来対応医療機関確保事業費補助金の消費税及び地方消費税仕入控除税額報告」の項目をクリックし、手続きに進んでください。

①

手続き一覧（個人向け） **手続き一覧（事業者向け）** ヘルプ よくあるご質問 ログイン 新規登録

申請できる手続き一覧

②

キーワード検索
外来対応 検索

条件を指定して検索
カテゴリ 組織 利用者情報
健康・福祉
生活・環境
産業・労働・まちづくり

③

手続き一覧（事業者向け）
該当件数 1 件 条件をリセットして全件表示

【仕入控除】令和5年度大阪府外来対応医療機関確保事業費補助金の消費税及び地方消費税仕入控除税額報告

3. 「内容詳細」画面が表示されますので、内容をご確認の上スクロールして頂き、「次へ進む」をクリックしてください。

4. 申請に際しての確認事項が2点表示されます。
内容をご確認いただき、「確認した」を選択の上、「次へ進む」をクリックしてください。

報告にあたっての注意点 **必須**

○令和5年度大阪府外来対応医療機関確保事業費補助金の交付を受けた方のみご報告ください。
【参考】：大阪府ホームページ

○法人で、事業者をまとめて申請いただくことは可能ですが、報告書（様式第4号）は各医療機関ごとに作成してください。

○提出期限
令和7年4月30日（水）までに手続きを行ってください。

○提出いただいた内容に不備等があった場合は、担当者から連絡を行いますので、速やかに内容を修正のうえ、再度提出（登録）をお願いいたします。

○ご不明な点がある場合は、大阪府感染症対策課事業推進グループまでお問い合わせください。
電話番号：06-4397-3248
※開設時間：午前9時から午後6時まで（土日祝除く）

☐ 確認した **選択**

次へ進む > **クリック**

< 戻る

5. 記載に沿って、必要事項を入力してください。

6. 【様式第4号】の提出数を選択し、データを添付してください。

※ 1医療機関分のみ報告する場合は、「1 通」を選択してください。

※ 法人で複数の医療機関分をまとめて報告する場合等は、「2 通」を選択してください。

（【様式第4号】は補助金を交付された医療機関ごとに作成が必要です。）

(2 / 2ページ)

【仕入控除】令和5年度大阪府外来対応医療機関確保事業費補助金の消費税及び地方消費税仕入控除税額報告

仕入控除税額報告書・根拠資料

【書類内訳】

- ・様式第4号（仕入控除税額報告書）
※入力用シートに必要事項を入力してください。
※シートの削除、分割は行わないでください。
- ・根拠資料（消費税の確定申告書（写）など）

仕入控除税額報告書の提出数について **必須**

選択解除

- ☒ 1 通
☐ 2 通

選択してください

仕入控除税額報告書（1 通目） **必須**

1 通目をアップロードしてください。

アップロードするファイルを選択

Excel 媒体のまま添付してください

7. 「根拠資料」の有無を選択し、データを添付してください。

根拠資料「消費税の確定申告書（写）」の有無について **必須**

提出が必要な「消費税の確定申告書（写）」の数にチェックを入れ、アップロードしてください。

選択解除

- ☐ なし
☒ 1 通
☐ 2 通

選択してください

根拠資料「消費税の確定申告書（写）」について（1 通目） **必須**

1 通目をアップロードしてください。

アップロードするファイルを選択

次へ進む



戻る

8. その他、参考資料がある場合は「あり」を選択し、データを添付してください。
(ない場合は、9の手続きへお進みください。)

その他、参考となる書類の有無1

特定収入割合の計算表（消費税法別表第三に規定された法人のみ）など追加資料がある場合はチェックを入れ、資料をアップロードしてください。

[選択解除](#)

☒ あり

その他、参考となる書類1 必須

[アップロードするファイルを選択](#)

9. 画面下部「次へ進む」をクリックしてください。

10. 申請内容を確認の上、「申請する」をクリックし、手続きを完了してください。

3 よくある問い合わせ

(1) 手続概要について

1	返還額なし（0円）の場合（簡易課税・免税等含む）にも報告は必要ですか。	補助金の交付を受けた補助事業者は返還額の有無に関わらず、必ず報告してください。（交付要領第8条第5項）
2	個人事業主の場合も報告が必要ですか。	個人事業主か法人かに関わらず、すべての補助事業者が報告の対象です。
3	補助金の交付を受けた医療機関は既に廃止していますが、報告の必要はありますか。	補助金の交付を受けた後、医療機関を廃止した場合も、報告する必要があります。
4	こんな報告が必要と知りませんでした。周知はしているのですか？	報告が必要な旨は、交付要領および交付決定通知に交付の条件として記載しています。
5	府で返還額を計算して通知してもらうことはできませんか。（返還額がいくらになるか教えてほしい。）	返還額の計算では、事業者での確定申告の有無や、確定申告時の仕入控除の計算方法等を確認する必要がありますが、これらは府では分からないため、事業者から報告をお願いしています。（返還額は、報告様式に必要な事項を入力していただければ自動計算されます。）
6	返還額なし（0円）として報告したが、その後の手続きはどうなりますか。	返還額なし（0円）として報告頂ければ、この手続きは完了です。（報告内容に疑義がある場合等に府から連絡する可能性はありますのでご了承ください。）
7	返還額を報告した場合、その後の手続きはどうなりますか。	府から納付書を送付しますので、納入期限日までに所定の金融機関から振込をお願いいたします。

(2) 報告書（様式第4号）の記載方法について

1	どの時期の確定申告に基づいて報告すればよいですか。	補助事業を実施した期間（令和5年4月1日～令和6年1月31日）を含む課税期間に基づいて報告書を作成してください。
2	報告書を作成するにあたり準備する書類は何ですか。（添付書類は何が必要か。）	（返還額なしの場合） ・申告義務なしの場合 様式第4号のみ ・簡易課税の場合 様式第4号、簡易課税の消費税確定申告書 ・公益法人等の場合 様式第4号、特定収入割合計算表 ・個別対応で「非課税売上のみに要する」場合 様式第4号、消費税確定申告書 （返還額有りの場合） ・様式第4号、消費税の確定申告書第一表及び付表2-3又は2-1及び2-2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」
3	法人内に複数の事業所があるが、法人として1枚の報告書にまとめて報告して良いですか。	法人で1枚にまとめず、補助金を申請された事業所ごとに報告書を作成してください。なお、添付する消費税の確定申告書等は1部で結構です。

4	補助事業の実施期間(令和5年4月1日から令和6年1月31日)が課税期間を跨いでいる場合は、どのように報告すればよいですか。	課税期間が2期にまたがる場合は、補助金を充てた経費を課税期間ごとに振り分けて、補助金額も課税期間ごとに対応するように按分し、2期分を分けて報告書を作成してください。 なお、様式は別途送付しますので、お手数ですが、大阪府感染症対策課事業推進グループ(06-4397-3204)までご連絡ください。
5	(返還なしの場合) 公益法人等とは何か、また特定収入割合の確認方法は。	公益法人等とは、(一般・公益) 社団法人、(一般・公益) 財団法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、社会福祉法人等です。医療法人は該当しません。
6	消費税の確定申告をしているかどうか分かりません。	確定申告について不明な場合は、経理担当の方や顧問税理士等にお尋ねください。
7	確定申告しているが簡易課税方式かどうか分かりません。	消費税の確定申告書第一表の右端の縦書きの記載を確認してください、簡易課税の場合は「簡易課税用」と記載があります。(一般課税は「一般用」)
8	確定申告しているが、一括比例配分方式・個別対応方式等のいずれに該当するか分かりません。	消費税の確定申告書第一表の「控除税額の計算方法」の欄を確認してください。
9	「課税売上割合」は何で確認すればよいですか。	消費税の確定申告書の付表2-1または2-3の課税資産の譲渡の対価の額、資産の譲渡等の対価の額をそれぞれ記入いただければ自動で計算します。なお、事業所において、任意の桁数で端数処理している場合はその数値を記入してください。
10	補助対象経費について課税売上対応分・共通対応分・非課税売上対応分等(個別対応方式の場合)のいずれに該当するか分かりません。(一括比例配分方式の場合で課税仕入額・非課税不課税仕入額のいずれに該当するか分からない。)	仕入控除額の計算をした際に、事業所において、補助対象経費を課税売上対応分～のいずれかに割り振って計算されているはずですが、いずれに割り振られたか、経理担当の方や顧問税理士等にお尋ねください。
11	税務署へ修正申告を行い、課税売上割合が変わった場合はどうすればよいですか。	報告書を修正する必要がありますが、府の審査状況に応じて、対応が異なります。速やかに府に連絡してください。
12	補助金で何を購入したか分かりません。(補助対象経費の内訳が分からない。)	実績報告書をご確認ください。
13	補助金の交付を受けた当時から、医療機関の名称を変更していますが、どうすればよいですか。	○報告書様式：基本情報シートは、全て補助金受領時点での情報を記載してください。 ○システム：現在の名称で報告してください。その際、旧名称から変更したことがわかる書類(登記事項証明書等の写し)を併せて添付してください。
14	他の補助金の様式で作成した報告書を提出してよいですか。	本補助金用の様式を使用してください。

15	期限内に報告できない場合はどうなりますか。	報告できない理由を府までご連絡ください。 なお、本報告は補助金交付の条件となっておりますので、必ず提出いただきますようお願いいたします。
16	交付決定通知書を紛失しましたが、再発行は可能ですか。	交付決定通知書や額の確定通知の再発行を行うことはできません。